

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案新旧対照条文目次

一	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	（第一条）	1
二	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）	（第二条）	32
三	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）	（第三条）	55
四	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	（附則第十三条）	59
五	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）	（附則第十四条）	61
六	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）	（附則第十五条）	62
七	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）	（附則第十六条）	71
九	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）	（附則第十七条）	73
十	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）	（附則第十八条）	76
十一	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）	（附則第十九条）	77
十二	農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）	（附則第二十条）	78
十三	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）	（附則第二十一条）	79
十四	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）	（附則第二十二条）	80
十五	独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）	（附則第二十三条）	81

○ 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案新旧対照条文
 ○ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（第一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第四条） 第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等 第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条） 第二節 農地中間管理機構の事業の特例等（第七条―第十一条の十） 第三節 農地利用集積円滑化団体（第十一条の十一―第十一条の十五） 第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等 第一節 農業経営改善計画（第十二条―第十四条の三） 第二節 青年等就農計画（第十四条の四―第十四条の十二） 第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進（第十五条・第十六条） 第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等（第十七条―第二十七条） 第五章 雑則（第二十八条―第三十四条） 第六章 罰則（第三十五条） 附則 （定義） 第四条（略）	目次 第一章 総則（第一条―第四条） 第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等 第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条） 第二節 農地保有合理化法人（第七条―第十一条） 第三節 農地保有合理化支援法人（第十一条の二―第十一条の八） 第四節 農地利用集積円滑化団体（第十一条の九―第十一条の十三） 第三章 農業経営改善計画（第十二条―第十六条） 第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等（第十七条―第二十七条） 第五章 雑則（第二十八条―第三十七条） 第六章 罰則（第三十八条） 附則 （定義） 第四条（略）

2 この法律において「青年等」とは、次に掲げる者をいい、青年等について「就農」とは、農業経営の開始又は農業への就業（第三号に掲げる者にあつては、農業経営の開始）をいう。

一 青年（農林水産省令で定める範囲の年齢の個人をいう。次号において同じ。）

二 青年以外の個人で、効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有するものとして農林水産省令で定めるもの

三 前二号に掲げる者が役員の過半数を占める法人で、農林水産省令で定める要件に該当するもの

2 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、この法律で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するものが行う次に掲げる事業をいう。

一 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）

二 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業

二の二 農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業

三 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十二条の二第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第七条第三項第二号及び第十一条の九第三項第三号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

イ 農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資

ロ 前三号に掲げる事業により売り渡し、交換し、若しくは貸し付けた農用地等又はイの現物出資に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資

四 農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（以下「研修等事業」とい

3 この法律において「農地利用集積円滑化事業」とは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化を図るため、この法律で定めるところにより、次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める事業をいう。

一 市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの 次に掲げる事業

イ（略）

ロ 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）

ハ 農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

二（略）

4 この法律において「農業経営基盤強化促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

一（略）

（削る。）

二・三（略）

四 前三号に掲げる事業のほか、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

う。）

3 この法律において「農地利用集積円滑化事業」とは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化を図るため、この法律で定めるところにより、次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める事業をいう。

一 市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの 次に掲げる事業

イ（略）

ロ 農地売買等事業

ハ 研修等事業

二（略）

4 この法律において「農業経営基盤強化促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

一（略）

二 農地保有合理化事業の実施を促進する事業

三・四（略）

五 前各号に掲げる事業のほか、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想

(農業経営基盤強化促進基本方針)

第五条 (略)

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

四 (略)

五 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事項

項

イ (略)

(削る。)

ロ (略)

3 都道府県知事は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する必

第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想

(農業経営基盤強化促進基本方針)

第五条 (略)

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 (略)

四 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事項

項

イ (略)

ロ 都道府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四

年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された農業振興

地域の区域内に限る。)を事業実施地域として農地保有合理化事業

を行う法人に関する事項

ハ (略)

要があると認めるときは、基本方針に、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が行う第七条各号に掲げる事業の実施に関する事項を定めるものとする。

4
5
7
(略)

（農業経営基盤強化促進基本構想）

第六条 （略）

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

四 (略)

五 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。第十八条第二項第五号において同じ。）の方法

（削る。）

3
6
(略)

（農業経営基盤強化促進基本構想）

第六条 （略）

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 (略)

四 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払（持分の付与を含む。第十八条第二項第五号において同じ。）の方法

ロ 前条第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人が行う農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

ロゝホ (略)

六 (略)

3 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第四項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4ゝ6 (略)

第二節 農地中間管理機構の事業の特例等

(農地中間管理機構の事業の特例)

第七条 農地中間管理機構は、基本方針に第五条第三項に規定する事項が定められたときは、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる事業を行う。

一 農地売買等事業（農用地等の借受けを除く。以下この条において同じ。）

二 農用地等売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業

三 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第三項第二号及び第十一条の十一第三項第三号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲

ハゝヘ (略)

五 (略)

3 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第三項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4ゝ6 (略)

第二節 農地保有合理化法人

渡する事業

四 農地売買等事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

(事業規程)

第八条 農地中間管理機構は、前条各号に掲げる事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 (略)

二 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう前条各号に掲げる事業を実施すると認められること。

三 (略)

4 都道府県知事は、第一項の承認を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を公告しなければならない。

第九条 農地中間管理機構は、事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受け

(農地保有合理化事業規程)

第七条 第五条第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人は、農地保有合理化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地保有合理化事業の実施に関する規程（以下「農地保有合理化事業規程」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 農地保有合理化事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、農地保有合理化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 (略)

二 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地保有合理化事業を実施すると認められること。

三 (略)

4 都道府県知事は、第一項の承認を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該承認に係る農地保有合理化事業の種類を公告しなければならない。

第八条 前条第一項の承認を受けた法人（以下「農地保有合理化法人」という。）は、農地保有合理化事業規程の変更又は廃止をしようとする

なければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は事業規程の変更について、同項の規定は事業規程の廃止について準用する。

(削る。)

(削る。)

(承認の取消し)

第十条 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による承認を取り消すことができる。

一 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第四条の規定による指定を取り消されたとき。

二 農地中間管理機構が次条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条の規定による命令に違反したとき。

三 農地中間管理機構が次条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第二十九条第一項の規定による報告をせ

きは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は農地保有合理化事業規程の変更について、同項の規定は農地保有合理化事業規程の廃止について準用する。

(報告徴収)

第九条 都道府県知事は、農地保有合理化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地保有合理化法人に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(改善命令)

第十条 都道府県知事は、農地保有合理化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(承認の取消し)

第十一条 都道府県知事は、農地保有合理化法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第一項の規定による承認を取り消すことができる。

一 農地保有合理化法人が第四条第二項に規定する一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたとき。

二 農地保有合理化法人が第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 農地保有合理化法人が前条の規定による命令に違反したとき。

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2
(略)

(農地中間管理事業の推進に関する法律の適用)

第十一条 農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業を行う場合における当該農地中間管理機構についての農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条、第十六条、第二十二條第一項及び第二項、第二十六條第一項並びに第二十九條第一項の規定の適用については、同法第十三条、第二十二條第一項及び第二項並びに第二十九條第一項中「農地中間管理事業」とあるのは「農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法第十六條中「農地中間管理事業」とあるのは「農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法第二十六條第一項中「農地貸付信託」とあるのは「農地貸付信託又は農業経営基盤強化促進法第七条第二号に規定する信託」とする。

(削る。)

(指定)

第十一条の二 農林水産大臣は、農地中間管理機構の行う第七条各号に掲げる事業を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定に

2
(略)

第三節 農地保有合理化支援法人

(指定)

第十一条の二 農林水産大臣は、農地保有合理化法人の行う業務を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定に

よる指定を受けた者（以下「支援法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 （略）

（業務）

第十一条の三 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業その他の農地保有の合理化に関する事業の実施のために必要な資金を借り入れることにより金融機関に対して負担する債務を保証すること。

二 農地中間管理機構に対し、前号に規定する事業の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

三 農地中間管理機構に対し、第一号に規定する事業の実施のための助成を行うこと。

四 第七条各号に掲げる事業に関する啓発普及を行うこと。

五 第七条各号に掲げる事業に関する調査研究を行い、及びこれらの事業に従事する者の研修を行うこと。

六 （略）

（業務の委託）

第十一条の四 支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託する

よる指定を受けた者（以下「農地保有合理化支援法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 農地保有合理化支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 （略）

（業務）

第十一条の三 農地保有合理化支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業（以下「農地保有合理化事業等」という。）の実施のために必要な資金を借り入れることにより金融機関に対して負担する債務を保証すること。

二 農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

三 農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のための助成を行うこと。

四 農地保有合理化事業に関する啓発普及を行うこと。

五 農地保有合理化事業に関する調査研究を行い、及び農地保有合理化事業に従事する者の研修を行うこと。

六 （略）

（業務の委託）

第十一条の四 農地保有合理化支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融

ことができる。

2 (略)

(業務規程の認可)

第十一条の五 支援法人は、第十一条の三第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 4 (略)

(事業計画等)

第十一条の六 支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十一条の七 支援法人は、債務保証業務を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(報告徴収)

機関に委託することができる。

2 (略)

(業務規程の認可)

第十一条の五 農地保有合理化支援法人は、第十一条の三第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 4 (略)

(事業計画等)

第十一条の六 農地保有合理化支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農地保有合理化支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十一条の七 農地保有合理化支援法人は、債務保証業務を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(準用)

第十一条の八 農林水産大臣は、第十一条の三各号に掲げる業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

（改善命令）

第十一条の九 農林水産大臣は、第十一条の三各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第十一条の十 農林水産大臣は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 支援法人が第十一条の三各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき。
 - 二 支援法人が第十一条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 三 支援法人が前条の規定による命令に違反したとき。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、遅滞な

第十一条の八 第九条から第十一条までの規定は、農地保有合理化支援法人について準用する。この場合において、第九条から第十一条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第九条及び第十条中「農地保有合理化事業」とあるのは「第十一条の三に規定する業務」と、第十一条中「承認」とあるのは「指定」と、同条第一項中「第七条第一項」とあるのは「次条第一項」と、同項第一号中「第四条第二項に規定する一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたとき」とあるのは「第十一条の三に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき」と、同条第二項中「公告」とあるのは「公示」と読み替えるものとする。

く、その旨を公示しなければならない。

第三節 農地利用集積円滑化団体

(農地利用集積円滑化事業規程)

第十一条の十一 (略)

第十一条の十二 (略)

第十一条の十三 (略)

2 前項の農地利用集積円滑化事業規程は、第十一条の十一第三項各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

3・4 (略)

5 第十一条の十一第二項の規定は第一項の農地利用集積円滑化事業規程について、前二項の規定は当該農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(委任の申込みに応ずる義務)

第十一条の十四 第十一条の十一第一項の承認を受けた者又は農地利用集積円滑化事業規程を定めた同意市町村（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）であつて、農地所有者が代理事業を行うものは、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、当該委任契約の締結を拒んではならない。

(準用)

第四節 農地利用集積円滑化団体

(農地利用集積円滑化事業規程)

第十一条の九 (略)

第十一条の十 (略)

第十一条の十一 (略)

2 前項の農地利用集積円滑化事業規程は、第十一条の九第三項各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

3・4 (略)

5 第十一条の九第二項の規定は第一項の農地利用集積円滑化事業規程について、前二項の規定は当該農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(委任の申込みに応ずる義務)

第十一条の十二 第十一条の九第一項の承認を受けた者又は農地利用集積円滑化事業規程を定めた同意市町村（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）であつて、農地所有者が代理事業を行うものは、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、当該委任契約の締結を拒んではならない。

(準用)

第十一条の十五 第十一条の八から第十一条の十までの規定は、第十一条の十一第一項の承認を受けた者について準用する。この場合において、第十一条の八から第十一条の十までの規定中「農林水産大臣」とあるのは「同意市町村」と、第十一条の八及び第十一条の九中「第十一条の三各号に掲げる業務」とあるのは「農地利用集積円滑化事業」と、第十一条の十第一項中「第十一条の二第一項の規定による指定」とあるのは「第十一条の十一第一項の承認」と、同項第一号中「第十一条の三各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認める」とあるのは「第四条第三項第一号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第二号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなつた」と、同条第二項中「指定」とあるのは「承認」と、「公示しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と読み替えるものとする。

第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等

第一節 農業経営改善計画

第十二条 （略）

（農業経営改善計画の変更等）

第十三条 （略）

2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第四項各号に掲げる要件に該当しないものと認め

第十一条の十三 第九条から第十一条までの規定は、第十一条の九第一項の承認を受けた者について準用する。この場合において、第九条から第十一条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「同意市町村」と、第九条及び第十条中「農地保有合理化事業」とあるのは「農地利用集積円滑化事業」と、第十一条第一項中「第七条第一項」とあるのは「第十一条の九第一項」と、同項第一号中「第四条第二項に規定する一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは「第四条第三項第一号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第二号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）」と読み替えるものとする。

第三章 農業経営改善計画

第十二条 （略）

（農業経営改善計画の変更等）

第十二条の二 （略）

2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第四項各号に掲げる要件に該当しないものと認め

られるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第三項に規定する者（次条において「関連事業者等」という。）が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3
(略)

(農地法の特例)

第十四条 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「株式会社にあつては、チに掲げる者」とあるのは、「株式会社にあつては、チに掲げる者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第二項に規定する認定計画に従つてその法人に出資している同項に規定する関連事業者等を除く。以下この号において同じ。）」とする。

(資金の貸付け)

第十四条の二 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）は、認定農業者が認定計画に従つて行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。

(研修の実施等)

第十四条の三 国、地方公共団体及び農業に関する団体は、認定計画の達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるよう

られるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第三項に規定する者（第十四条において「関連事業者等」という。）が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3
(略)

に努めるものとする。

第二節 青年等就農計画

(青年等就農計画の認定)

第十四条の四 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの（次項第一号において「既に農業経営を開始した青年等」という。）を含み、認定農業者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の開始の時における農業経営の状況（既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状）

二 農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標

三 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

四 第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項

五 その他農林水産省令で定める事項

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本構想に照らし適切なものであること。

二 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

（青年等就農計画の変更等）

第十四条の五 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定就農者」という。）は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る青年等就農計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第二項第二号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 認定就農者が第十二条第一項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第一項の認定は、その効力を失う。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（公庫が行う貸付け）

第十四条の六 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定就農者に対し、青年等就農資金（認定就農者が認定就農計画に従つて第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要な資金で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）の貸付けを行うこと。

二 認定就農者に対する青年等就農資金の貸付けを行う融資機関（農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第十四条の八第二項において同じ。）に対し、当該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。

2

前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項各号の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「同法第十四条の六第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十

四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。

3 第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項並びに第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）」と、同法第十九条第一項第八号中「（イ、ロ又はニに定める者）」とあるのは「又は公庫に対して農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の規定による貸付けに係る債務を有する同法第十四条の五第一項に規定する認定就農者（イ、ロ若しくはニに定める者又は当該認定就農者）」と、同項第九号中「の業務」とあるのは「の業務及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。

（貸付金の利率、償還期限等）

第十四条の七 前条第一項第一号の貸付けは、無利子とし、その償還期限（据置期間を含む。次条第一項において同じ。）は十二年以内、据置期間は五年以内で公庫が定める。

（融資機関が行う貸付け）

第十四条の八 公庫が行う第十四条の六第一項第二号の貸付けは、無利子とし、その償還期限は十三年以内、据置期間は六年以内で公庫が定める

2 前条の規定は、融資機関が行う第十四条の六第一項第二号の青年等就農資金の貸付けについて準用する。

（政府が行う利子補給）

第十四条の九 政府は、公庫が第十四条の六第一項各号の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。以下同じ。）を公庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することのできる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降十五年度以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高）につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例）

第十四条の十 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄の口に掲げる資金であつて、認定就農者が認定就農計画に従つて第十四条の四

第二項第三号の措置を行うのに必要なものの据置期間は、同法第十二条第四項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める期間とする。

（青年農業者等育成センター）

第十四条の十一 都道府県は、新たに就農をしようとする青年等及び青年等（第四条第二項第三号に掲げる者を除く。）をその営む農業に就業させようとする農業者並びにこれらの者の関係者からの青年等の就農に関する相談に応じ、並びに当該者に対し、青年等の就農に関する情報の提供その他の援助を行う拠点（次条第一項において「青年農業者等育成センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

（国等の援助等）

第十四条の十二 国、地方公共団体、青年農業者等育成センターとしての機能を担う者及び農業に関する団体は、相互に連携協力し、認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、青年等の就農の促進を図るため、青年等に対する農業の技術又は経営方法の習得を支援するため、新たに農業経営を営む青年等の農業経営を確立するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進

（認定農業者等への利用権の設定等の促進）

第十五条 同意市町村の農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、その長。以下同じ。）は、認定農業者若しくは認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出があつた場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業（農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出があつた場合に限る。）若しくは農地中間管理機構が行う第七条第一号から第三号までに掲げる事業の実施が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構（以下この項及び次条において「農地利用集積円滑化団体等」という。）の同意を得て、当該農地利用集積円滑化団体等を含めて当該調整を行うものとする。

3・4 （略）

第十六条 同意市町村の農業委員会は、前条第一項の農用地の所有者からの申出の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、同条第二項の規定による当該農用地についての農地利用集積円滑化団体等を含めた調整において認定農業者又は認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地利用集積円滑化団体等による買入れが特に必

第十三条 同意市町村の農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、その長。以下同じ。）は、認定農業者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出があつた場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業の実施が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の同意を得て、当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体を含めて当該調整を行うものとする。

3・4 （略）

第十三条の二 同意市町村の農業委員会は、前条第一項の農用地の所有者からの申出の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、同条第二項の規定による当該農用地についての農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体を含めた調整において認定農業者に対する利用権の設定等が困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地保有合理化法人又は農地利用集積

要であると認めるときは、同意市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。

2 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、前条第二項の調整に係る農地利用集積円滑化団体等が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。

3・4 (略)

5 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間（その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになったときは、その時までの間）は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地利用集積円滑化団体等以外の者に譲り渡してはならない。

6 第二項の規定による通知に係る農用地を同項の協議により買入れた農地利用集積円滑化団体等は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう当該農用地を優先的に認定農業者又は認定就農者に売り渡し、又は貸し付けるものとする。

(削る。)

円滑化団体による買入れが特に必要であると認めるときは、同意市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。

2 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、前条第二項の調整に係る農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体等が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。

3・4 (略)

5 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間（その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになったときは、その時までの間）は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体以外の者に譲り渡してはならない。

6 第二項の規定による通知に係る農用地を同項の協議により買入れた農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう当該農用地を優先的に認定農業者に売り渡し、又は貸し付けるものとする。

(農地法の特例)

第十四条 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「株式会社にあつては、チに掲げる者」とあるのは、「株式会社にあつては、チに掲げる者（農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画に従つてその法人に出資している同項に規定する関連事業者

(削る。)

(削る。)

(農用地利用集積計画の作成)

第十八条 (略)

2 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 前号に規定する者が利用権の設定等(その者が利用権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。第六号において同じ。))である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

等を除く。以下この号において同じ。)とする。

(資金の貸付け)

第十五条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、認定農業者が認定計画に従って行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。

(研修の実施等)

第十六条 国、地方公共団体及び農業に関する団体は、認定計画の作成及びその達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(農用地利用集積計画の作成)

第十八条 (略)

2 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 前号に規定する者が利用権の設定等(その者が利用権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第 号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。次項第二号において同じ。))、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。第六号において同じ。))である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る

三〇八 (略)

3 農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一 (略)

二 前項第一号に規定する者が、利用権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件（農業生産法人及び同項第六号に規定する者にあつては、イに掲げる要件）の全てを備えることとなること。ただし、農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構が農地中間管理事業又は第七条第一号に掲げる事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によつて利用権の設定を受ける場合、同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第二条第三項第二号に掲げる者を除く。）が当該農業生産法人に前項第二号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合その他政令で定める場合にあつては、この限りでない。

イ・ロ (略)

三〇四 (略)

4 同意市町村は、第十五条第四項の規定による農業委員会の要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合において、その定めようとする農用

。を^{（一）}受ける土地の所在、地番、地目及び面積

三〇八 (略)

3 農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一 (略)

二 前項第一号に規定する者が、利用権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件（農業生産法人及び同項第六号に規定する者にあつては、イに掲げる要件）の全てを備えることとなること。ただし、農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構が農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。）の実施によつて利用権の設定又は移転を受ける場合、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によつて利用権の設定を受ける場合、同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第二条第三項第二号に掲げる者を除く。）が当該農業生産法人に前項第二号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合その他政令で定める場合にあつては、この限りでない。

イ・ロ (略)

三〇四 (略)

4 同意市町村は、第十三条第四項の規定による農業委員会の要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合において、その定めようとする農用

土地利用集積計画の内容が当該要請の内容と一致するものであるときは、
第一項の規定にかかわらず、農業委員会の決定を経ることを要しない。

5 (略)

(農用地利用規程)

第二十三条 農業協同組合法第七十二条の八第一項第一号の事業を行う農
事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従った定款又は規約を有
しているものに限る。）であつて、第六条第二項第五号ロに規定する基
準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第
十八条第三項第四号の権利を有する者の三分の二以上が構成員となつて
いるものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地
利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が
適当である旨の認定を受けることができる。

2 9 (略)

10 第一項の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、農業委
員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構に
対し、農用地利用改善事業に関し、必要な助言を求めることができる。

第五章 雑則

(削る。)

土地利用集積計画の内容が当該要請の内容と一致するものであるときは、
一項の規定にかかわらず、農業委員会の決定を経ることを要しない。

5 (略)

(農用地利用規程)

第二十三条 農業協同組合法第七十二条の八第一項第一号の事業を行う農
事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従った定款又は規約を有
しているものに限る。）であつて、第六条第二項第四号ハに規定する基
準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第
十八条第三項第四号の権利を有する者の三分の二以上が構成員となつて
いるものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地
利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が
適当である旨の認定を受けることができる。

2 9 (略)

10 第一項の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、農業委
員会、農業協同組合、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体
に対し、農用地利用改善事業に関し、必要な助言を求めることができる。
。

第五章 雑則

(信託法の特例)

第二十八条 第四条第二項第二号又は第二号の二に掲げる事業を行う農地
保有合理化法人（以下「信託法人」という。）への農用地等の信託の委
託者は、受益者となり、信託の利益の全部を享受する。

2 信託法人は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

(削る。)

3| 信託法人は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理
させることができない。

4| 信託法人への信託についての信託法（平成十八年法律第百八号）第四
十条第二項の規定の適用については、同項中「第二十八条」とあるのは
、「農業経営基盤強化促進法第二十八条第三項」とする。

第二十九条 信託法人への信託については、信託法に規定する裁判所の権
限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、都道府県知事に属する
。

一 信託法第百六十六条第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判、
同法第百六十九条第一項の規定による保全処分を命ずる裁判及び同法
第百七十三条第一項の規定による新受託者の選任の裁判

二 信託法第百八十条第一項の規定による鑑定人の選任の裁判

三 信託法第二百二十三条の規定による書類の提出を命ずる裁判

四 信託法第二百三十条第二項の規定による弁済の許可の裁判

(削る。)

第三十条 信託法人への信託は、信託法第百六十三条又は第百六十四条の
規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

一 信託法第五十六条第一項の規定により受託者の任務が終了したとき
。

二 第七条第一項の承認の取消しがあつたとき。

(削る。)

第三十一条 信託法第三条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第
四条第二項及び第三項、第五条、第六条、第二十三条第二項から第四項
まで、第二十八条、第三十五条、第五十五条、第七十九条から第九十一
条まで、第九十三条から第九十八条まで、第百三条、第百四条、第百二

十三条から第三百三十条まで、第四百四十六条から第四百四十八条まで、第八章、第十章、第十一章、第二百六十七条から第二百六十九条まで並びに第二百七十条第二項及び第四項の規定は、信託法人への信託については、適用しない。

（農業協同組合法等の特例）

第二十八条 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権が設定されたことにより農業協同組合法第二十二條第一項第一号の事由に該当することとなつた農業協同組合の組合員たる個人（認定団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農業協同組合の定款で定めるものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、同法第十六條第一項ただし書に規定する准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わないものとする。

2 （略）

第二十九条 （略）

（資金の貸付け）

第三十条 国は、都道府県が農地中間管理機構に対し、その行う第七條第一号から第三号までに掲げる事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の額を無利子で貸し付けることができる。

2 （略）

（援助）

（農業協同組合法等の特例）

第三十二条 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権が設定されたことにより農業協同組合法第二十二條第一項第一号の事由に該当することとなつた農業協同組合の組合員たる個人（認定団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農業協同組合の定款で定めるものに限る。）は、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、同法第十六條第一項に規定する准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わないものとする。

2 （略）

第三十三条 （略）

（資金の貸付け）

第三十四条 国は、都道府県が農地保有合理化法人に対し、その行う農地保有合理化事業（研修等事業を除く。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の額を無利子で貸し付けることができる。

2 （略）

（援助）

第三十一条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

（法人化の推進等）

第三十二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）の推進、農業経営の改善を行おうとする法人に対する投資の円滑化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（農業委員会等の協力）

第三十三条 農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構は、この法律その他の法令の定めるところにより農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずるに当たっては、この法律に基づく措置の円滑な推進に資することとなるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

（事務の区分）

第三十四条 第五条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第六条第五項、第八条第一項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第十条並びに第十一条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条及び第二十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規

第三十五条 国及び都道府県は、前条第一項に規定するもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

（農業委員会等の協力）

第三十六条 農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体は、この法律その他の法令の定めるところにより農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずるに当たっては、この法律に基づく措置の円滑な推進に資することとなるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

（事務の区分）

第三十七条 第五条第一項及び第四項から第六項まで、第六条第五項、第七条第一項及び第四項（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

第三十五条 第十六条第五項の規定に違反して同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

1～7 (略)

(政府が行う利子補給等)

8 政府は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、公庫が無利子の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約を公庫と結ぶことができる。

9～12 (略)

(東日本大震災により被害を受けた者に対する青年等就農資金の貸付け等の特例)

13 青年等就農資金であつて、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第十五項において同じ。)により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが政令で定める日までに貸付けを受けるものについて第十四条の七(第十四条の八第二項において準用する場合を含む)

第六章 罰則

第三十八条 第十三条の二第五項の規定に違反して同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

1～7 (略)

(政府が行う利子補給等)

8 政府は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。〔が無利子の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。)を公庫と結ぶことができる。)

9～12 (略)

む。以下この項において同じ。」の規定の適用については、第十四条の七中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

14 前項の青年等就農資金に係る公庫が行う第十四条の六第一項第二号の貸付け及び政府が行う利子補給についての第十四条の八第一項及び第十四条の九第二項の規定の適用については、第十四条の八第一項中「十三年」とあるのは「十六年」と、「六年」とあるのは「九年」と、第十四条の九第二項中「十五年度」とあるのは「十八年度」とする。

15 第十四条の十に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが附則第十三項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「五年」とあるのは、「八年」とする。

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たしているものをいう。 一 （略） 二 その法人の組合員、株主（自己の株式を保有している当該法人を除く。）又は社員（以下「構成員」という。）は、<u>全て</u>、次に掲げる者のいずれかであること（株式会社にあつては、<u>チ</u>に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの（<u>チ</u>に掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、<u>チ</u>に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一未満であり、かつ、<u>チ</u>に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの）、持分会社にあつては、<u>チ</u>に掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの（<u>チ</u>に掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、<u>チ</u>に掲げる者の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ、<u>チ</u>に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員の総数の四	（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たしているものをいう。 一 （略） 二 その法人の組合員、株主（自己の株式を保有している当該法人を除く。）又は社員（以下「構成員」という。）は、<u>すべて</u>、次に掲げる者のいずれかであること（株式会社にあつては、<u>チ</u>に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの（<u>チ</u>に掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、<u>チ</u>に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一未満であり、かつ、<u>チ</u>に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの）、持分会社にあつては、<u>チ</u>に掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの（<u>チ</u>に掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、<u>チ</u>に掲げる者の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ、<u>チ</u>に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員の総数の

分の一以下であるもの）に限る。）。

イゝホ（略）

へ その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第三号に掲げる事業に係る現物出資を行つた農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第第二号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）

ト・チ（略）

4（略）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一（略）

二 削除

三 第三十七条から第四十条までの規定によつて農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。）が設定される場合

四 第四十三条の規定によつて同条第一項に規定する利用権が設定され

四分の一以下であるもの）に限る。）。

イゝホ（略）

へ その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行つた同法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人

ト・チ（略）

4（略）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一（略）

二 第三十六条第三項の規定により都道府県知事が作成した調停案の受諾に伴い所有権が移転され、又は賃借権が設定され、若しくは移転される場合

三 第三十七条から第四十条までの規定によつて第三十七条に規定する特定利用権が設定される場合

四 第四十三条の規定によつて同条第一項に規定する遊休農地を利用す

る場合

五〇七 (略)

七の二 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転される場合

八〇十二 (略)

十三 農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地売買等事業（同法第四条第三項第一号に掲げる事業をいう。以下同じ。）又は同法第七条第一号に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合

十四 農業協同組合法第十条第三項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第七条第二号に掲げる事業（以下これを「信託事業」という。）を行う農業協同組合又は農地中間管理機構が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

十四の二 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）の実施により農地中間管理権を取得する場合

る権利が設定される場合

五〇七 (略)

七の二 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第号）第十八条第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転される場合

八〇十二 (略)

十三 農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人（以下「農地保有合理化法人」という。）又は同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業（以下「農地売買等事業」という。）の実施によりこれらの権利を取得する場合

十四 農業協同組合法第十条第三項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号若しくは第二号の二に掲げる事業（以下これを「信託事業」という。）を行う農業協同組合又は農地保有合理化法人が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

十四の二 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業（同条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。）の実施により農地中間管理権（同条第五項に規定する農地中間管理権をいう。）を取得する場合

十四の三〇十六 (略)

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

二〇五 (略)

六 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外

十四の三〇十六 (略)

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

二〇五 (略)

六 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作(田において稲

の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。）

七 (略)

3ゝ7 (略)

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出)

第三条の三 (略)

(削る。)

(農地又は採草放牧地の賃貸借の更新)

第十七条 農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがある場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六月前まで（賃貸人又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時賃貸をしたことが明らかな場合は、その期間の満了の六月前から一月前まで）の間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす。ただし、水田裏作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの、第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された農地中間管理権に係る賃貸借、農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農

を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。）

七 (略)

3ゝ7 (略)

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出)

第三条の三 (略)

2| 農業委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該農地又は採草放牧地につ

いての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(農地又は採草放牧地の賃貸借の更新)

第十七条 農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがある場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六月前まで（賃貸人又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時賃貸をしたことが明らかな場合は、その期間の満了の六月前から一月前まで）の間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす。ただし、水田裏作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの、第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条に規定する特定利用権に係る賃貸借、農業経営基盤強化促進法第十九条の規定によ

用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号に規定する利用権に係る賃貸借及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定され、又は移転された賃借権に係る賃貸借については、この限りでない。

（農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限）

第十八条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 （略）

二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合又は民事調停法による農事調停によつて行われる場合

三・四 （略）

（削る。）

五・六 （略）

2 前項の許可は、次に掲げる場合でなければしてはならない。

一・三 （略）

四 その農地について賃借人が第三十六条第一項の規定による勧告を受けた場合

る公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号に規定する利用権に係る賃貸借及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定され、又は移転された賃借権に係る賃貸借については、この限りでない。

（農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限）

第十八条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 （略）

二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六箇月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合又は民事調停法による農事調停によつて行われる場合

三・四 （略）

五 第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条に規定する特定利用権に係る賃貸借の解除が、第四十一条の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

六・七 （略）

2 前項の許可は、次に掲げる場合でなければしてはならない。

一・三 （略）

五| 賃借人である農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合並びに賃借人である農業生産法人の構成員となつている賃借人がその法人の構成員でなくなり、その賃借人又はその世帯員等がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の^レ全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事すると認められる場合

六| (略)

3| 8 (略)

(利用状況調査)

第三十条 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならない。

2 (略)

(削る。)

四| 賃借人である農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合並びに賃借人である農業生産法人の構成員となつている賃借人がその法人の構成員でなくなり、その賃借人又はその世帯員等がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の^レ全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事すると認められる場合

五| (略)

3| 8 (略)

(利用状況調査及び指導)

第三十条 農業委員会は、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならない。

2 (略)

3| 農業委員会は、前二項の規定による利用状況調査の結果、次の各号の

いずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及びその農地の所有者。第三十二条において同じ。）に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとする。

一| 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

二| その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（前号に掲げる農地を除く。）

(削る。)

(農業委員会に対する申出)

第三十一条 次に掲げる者は、次条第一項各号のいずれかに該当する農地があると認めるときは、その旨を農業委員会に申し出て適切な措置を講ずべきことを求めることができる。

一・二 (略)

2 (略)

(利用意向調査)

第三十二条 農業委員会は、第三十条の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、農林水産省令で定めるところにより、その農地の所有者(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。)に対し、その農地の農業上の利用の意向についての調査(以下「利用意向調査」という。)を行うものとする。

一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと思込まれる農地

二 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地(前号に掲げる農地を除く。)

2 前項の場合において、その農地(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利)が数人の共有に係るものであつて、かつ、過失がなくてその農地の所有者等の一部を確知することができないときは、農業委員会は、その農地の所有者等

4 前項の規定は、第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、適用しない。

(農業委員会に対する申出)

第三十一条 次に掲げる者は、前条第三項各号のいずれかに該当する農地があると認めるときは、その旨を農業委員会に申し出て適切な措置を講ずべきことを求めることができる。

一・二 (略)

2 (略)

(遊休農地である旨の通知等)

第三十二条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産省令で定めるところにより、当該農地の所有者に対し、当該農地が遊休農地である旨及び当該農地が第三十条第三項各号のいずれに該当するかを別を通知するものとする。ただし、過失がなくて通知を受けるべき遊休農地の所有者を確知することができないときは、その旨を公告するものとする。

一 第三十条第三項の規定による指導をした場合においてもなお相当期間当該指導に係る農地の農業上の利用の増進が図られない場合

二 第三十条第三項の規定による指導に係る農地につき所有権に関する仮登記上の権利が設定されていることを理由にその農地の所有者が当該指導に従う意思がない旨を表明したときその他その農地の農業上の利用の増進が図られないことが明らかであると認められる場合

三 その農地について第三十条第三項の規定による指導をすることができない場合

で知れているものの持分が二分の一を超えるときに限り、その農地の所有者等で知れているものに対し、同項の規定による利用意向調査を行うものとする。

3 農業委員会は、第三十条の規定による利用状況調査の結果、第一項各号のいずれかに該当する農地がある場合において、過失がなくてその農地の所有者等（その農地（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共有に係る場合には、その農地又は権利について二分の一を超える持分を有する者。第一号、第五十三条第一項及び第五十五条第二項において同じ。）を確知することができないときは、次に掲げる事項を公示するものとする。この場合において、その農地（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共有に係るものであつて、かつ、その農地の所有者等で知れているものがあるときは、その者にその旨を通知するものとする。

一 その農地の所有者等を確知できない旨

二 その農地の所在、地番、地目及び面積並びにその農地が第一項各号のいずれに該当するか

三 その農地の所有者等は、公示の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、農業委員会に申し出るべき旨

四 その他農林水産省令で定める事項

4 前項第三号に規定する期間内に同項の規定による公示に係る農地の所有者等から同号の規定による申出があつたときは、農業委員会は、その者に対し、第一項の規定による利用意向調査を行うものとする。

5 前項の場合において、その農地（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共

有に係るものであるときは、農業委員会は、第三項第三号の規定による申出の結果、その農地の所有者等で知れているものの持分が二分の一を超えるときに限り、その農地の所有者等で知れているものに対し、第一項の規定による利用意向調査を行うものとする。

6 前各項の規定は、第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、適用しない。

第三十三条 農業委員会は、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地があるときは、その農地の所有者等に対し、利用意向調査を行うものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項に規定する農地がある場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項第二号中「面積並びにその農地が第一項各号のいずれに該当するか」とあるのは「面積」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、適用しない。

(農地の利用関係の調整)

第三十四条 農業委員会は、第三十二条第一項又は前条第一項の規定による利用意向調査を行ったときは、これらの利用意向調査に係る農地の所有者等から表明されたその農地の農業上の利用の意向についての意思の内容を勘案しつつ、その農地の農業上の利用の増進が図られるよう必要

(遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出)

第三十三条 前条の規定による通知を受けた遊休農地の所有者(当該遊休農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。)は、農林水産省令で定める事由に該当する場合を除き、当該通知があつた日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る遊休農地の農業上の利用に関する計画を農業委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画に当該遊休農地の農業経営基盤強化促進法第四条第四項第一号に規定する利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の記載があるときは、同法第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなして、同条及び同法第十三条の二の規定を適用する。

(勧告)

第三十四条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該遊休農地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

なかつせんその他農地の利用関係の調整を行うものとする。

（農地中間管理機構等による協議の申入れ）

第三十五条 農業委員会は、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による利用意向調査を行った場合において、これらの利用意向調査に係る農地（農地中間管理事業の事業実施地域に存するものに限る。次条第一項及び第四十三条第一項において同じ。）の所有者等から、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があつたときは、農地中間管理機構に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた農地中間管理機構は、速やかに、当該農地の所有者等に対し、その農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。ただし、その農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第一項に規定する農地中間管理事業規程において定める同条第二項第二号に規定する基準に適合しない場合において、その旨を農業委員会及び当該農地の所有者等に通知したときは、この限りでない。

3 農業委員会は、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による利用意向調査を行った場合において、これらの利用意向調査に係る農地（農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化

一 前条第一項の規定による届出に係る計画の内容が当該遊休農地の農業上の利用の増進を図る上で適切でないと認める場合

二 前条第一項の規定による届出がない場合

三 前条第一項の規定による届出に係る計画に従つて当該遊休農地の農業上の利用が行われていないと認める場合

2 農業委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

（所有権の移転等の協議）

第三十五条 農業委員会は、第三十条第三項第一号に該当する農地について前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る遊休農地の所有権の移転又は賃借権の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）を希望する農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は特定農業法人（農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人をいう。）で農林水産省令で定める要件に該当するもの（以下「農地保有合理化法人等」という。）のうちから所有権の移転等に関する協議を行う者を指定して、その者が所有権の移転等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた遊休農地の所有者等に通知するものとする。

2 前項の規定により協議を行う者として指定された農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことを拒んではならない。

事業の事業実施地域に存するものに限る。）の所有者から、農地所有者代理事業（同法第四条第三項第一号イに規定する農地所有者代理事業をいう。）を利用する意思がある旨の表明があつたときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その旨を通知するものとする。

4 第二項本文の規定は、前項の規定による通知を受けた農地利用集積円滑化団体について準用する。この場合において、第二項本文中「農地中間管理権の取得」とあるのは、「次項に規定する農地所有者代理事業の実施」と読み替えるものとする。

（農地中間管理権の取得に関する協議の勧告）

第三十六条 農業委員会は、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による利用意向調査を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの利用意向調査に係る農地の所有者等に対し、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し当該農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するものとする。ただし、当該各号に該当することにつき正当の事由があるときは、この限りでない。

一 当該農地の所有者等からその農地を耕作する意思がある旨の表明があつた場合において、その表明があつた日から起算して六月を経過した日においても、その農地の農業上の利用の増進が図られていないとき。

二 当該農地の所有者等からその農地の所有権の移転又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う意思がある旨の表明（前条第一項又は第三項に規定する意思の表明を含む。）があつた場合において、その表明があつた日から起算して六月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われないとき。

三 当該農地の所有者等にその農地の農業上の利用を行う意思がないと

3 前項の規定による協議に係る遊休農地の所有権の移転等を受けた農地保有合理化法人等は、当該遊休農地を含む周辺の地域における農地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に資するよう当該遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

（調停）

第三十六条 前条第二項の規定による協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、同条第一項の規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る所有権の移転等につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調停を行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、当事者の意見を聴くとともに、前条第一項の規定による指定をした農業委員会に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならぬ。

4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

き。

四 これらの利用意向調査を行つた日から起算して六月を経過した日においても、当該農地の所有者等からその農地の農業上の利用の意向についての意思の表明がないとき。

五 前各号に掲げるときのほか、当該農地について農業上の利用の増進が図られないことが確実であると認められるとき。

2 農業委員会は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を農地中間管理機構（当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、農地中間管理機構及びその農地の所有者）に通知するものとする。

（裁定の申請）

第三十七条 農業委員会が前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、農地中間管理機構は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る農地について、農地中間管理権（賃借権に限る。第三十九条第一項及び第二項並びに第四十条第二項において同じ。）の設定に関し裁定を申請することができる。

（意見書の提出）

第三十八条 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、当該申請に係る農地の所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

（裁定の申請）

第三十七条 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第三十五条第一項の規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る遊休農地について、特定利用権（農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。以下同じ。）の設定に関し裁定を申請することができる。

（意見書の提出）

第三十八条 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、当該申請に係る遊休農地の所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 (略)

(裁定)

第三十九条 都道府県知事は、第三十七条の規定による申請に係る農地が、前条第一項の意見書の内容その他当該農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き農業上の利用の増進が図られないことが確実であると見込まれる場合において、農地中間管理機構が当該農地について農地中間管理事業を実施することが当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、農地中間管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 農地中間管理権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

二 農地中間管理権の内容

三 農地中間管理権の始期及び存続期間

四・五 (略)

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 (略)

(裁定)

第三十九条 都道府県知事は、第三十七条の規定による申請に係る遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において、当該申請をした者が当該遊休農地をその者の利用計画に従って利用に供することが当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定利用権を設定すべき遊休農地の所在、地番、地目及び面積

二 特定利用権の内容

三 特定利用権の始期及び存続期間

四・五 (略)

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその遊休農地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならず、同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。

4 (略)

(裁定の効果等)

第四十条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農地中間管理機構及び当該裁定の申請に係る農地の所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、農地中間管理機構と当該裁定に係る農地の所有者等との間に当該農地についての農地中間管理権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

3 (略)

第四十一条及び第四十二条 削除

4 (略)

(裁定の効果等)

第四十条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者及び当該申請に係る遊休農地の所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者と当該申請に係る遊休農地の所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

3 (略)

(特定利用権に係る賃貸借の解除)

第四十一条 前条第二項の規定により設定された特定利用権を有する者が正当な理由がなく引き続き一年以上その特定利用権に係る遊休農地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その特定利用権を設定した者は、その目的に供されていない遊休農地につき、都道府県知事の承認を受けて、その特定利用権に係る賃貸借の解除をすることができる。

(特定利用権の譲渡等の禁止)

第四十二条 第四十条第二項の規定により設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る遊休農地を貸し付けることができない。ただし、特定利用権を有する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が、農地売買等事業により特定利

(所有者等を確認することができない場合における農地の利用)

第四十三条 農業委員会は、第三十二条第三項(第三十三条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による公示をした場合において、第三十二条第三項第三号に規定する期間内に当該公示に係る農地(同条第一項第二号に該当するものを除く。)の所有者等から同条第三項第三号の規定による申出がないとき(その農地(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利)が数人の共有に係るものである場合において、当該申出の結果、その農地の所有者等で知れているものの持分が二分の一を超えないときを含む。)は、農地中間管理機構に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、農地中間管理機構は、当該通知の日から起算して四月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定を申請することができる。

2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、第三十八条第一項中「これを」とあるのは「で知れているものがあるときは、その者にこれを」と、第三十九条第一項及び第二項第一号から第三号までの規定中「農地中間管理権」とあるのは「利用権」と、同項第四号中「借賃」とあるのは「借賃に相当する補償金の額」と、同項第五号中「借賃」とあるのは「補償金」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三十九条第一項

用権に係る遊休農地を貸し付ける場合は、この限りでない。

2 民法第六百十二条(賃借権の譲渡及び転貸の制限)の規定は、前項ただし書の場合には、適用しない。

(所有者等を確認することができない場合における遊休農地の利用)

第四十三条 第三十二条ただし書の規定による公告に係る遊休農地(第三十条第三項第一号に該当する農地であつて、当該遊休農地の所有者等に対し第三十二条の規定による通知がされなかつたものに限る。)を利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人等は、当該公告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該遊休農地を利用する権利の設定に関し裁定を申請することができる。

2 第三十九条の規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地」とあるのは「当該遊休農地」と、同項及び同条第二項第一号から第三号までの規定中「特定利用権」とあるのは「当該遊休農地を利用する権利」と、同項第四号中「借賃」とあるのは「借賃に相当する補償金の額」と、同項第五号中「借賃」とあるのは「補償金」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定める

の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農地中間管理機構（当該裁定の申請に係る農地の所有者等で知れているものがあるときは、その者及び農地中間管理機構）に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

4 第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、農地中間管理機構は、利用権を取得する。

5 農地中間管理機構は、第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた利用権の始期までに、当該裁定において定められた補償金を当該農地の所有者等のために供託しなければならない。

6 前項の規定による補償金の供託は、当該農地の所在地の供託所にするものとする。

7 第十六条の規定は、第四項の規定により農地中間管理機構が取得する利用権について準用する。この場合において、同条第一項中「その登記がなくても、農地又は採草放牧地の引渡があつた」とあるのは、「その設定を受けた者が当該農地の占有を始めた」と読み替えるものとする。

（措置命令）

第四十四条 市町村長は、第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要限度

ところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

4 第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者は、当該遊休農地を利用する権利を取得する。

5 第一項の裁定の申請をした者は、当該裁定において定められた当該遊休農地を利用する権利の始期までに、当該裁定において定められた補償金を当該遊休農地の所有者等のために供託しなければならない。

6 前項の規定による補償金の供託は、当該遊休農地の所在地の供託所にするものとする。

7 第十六条及び前条第一項の規定は、第一項に規定する遊休農地を利用する権利について準用する。この場合において、第十六条第一項中「その登記がなくても、農地又は採草放牧地の引渡があつた」とあるのは、「その設定を受けた者が当該遊休農地の占有を始めた」と読み替えるものとする。

（措置命令）

第四十四条 市町村長は、第三十二条の規定による通知又は公告に係る遊休農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該遊休農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必

において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下この条において「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

3 市町村長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた農地の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき農地の所有者等を確知することができないとき。

三 (略)

4 市町村長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該農地の所有者等に負担させることができる。

5 (略)

要な限度において、当該遊休農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下この条において「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

3 市町村長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた遊休農地の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき遊休農地の所有者等を確知することができないとき。

三 (略)

4 市町村長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該遊休農地の所有者等に負担させることができる。

5 (略)

(売払い)

第四十六条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により管理する農地及び採草放牧地について、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者、農地利用集積団滑化団体、農地中間管理機構その他の農林水産省令で定める者に売り払うものとする。ただし、次条の規定により売り払う場合は、この限りでない。

2 (略)

(農地に関する情報の利用等)

第五十一条の二 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

2 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、関係する地方公共団体、農地中間管理機構その他の者に対して、農地に関する情報の提供を求めることができる。

(情報の提供等)

第五十二条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(農地台帳の作成)

(売払い)

第四十六条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により管理する農地及び採草放牧地について、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者、農地保有合理化法人、農地利用集積団滑化団体その他の農林水産省令で定める者に売り払うものとする。ただし、次条の規定により売り払う場合は、この限りでない。

2 (略)

(情報の提供等)

第五十二条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

第五十二条の二 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

一 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 その農地の所在、地番、地目及び面積

三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあっては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等（第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。）の額

四 その他農林水産省令で定める事項

2 農地台帳は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製するものとする。

3 農地台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による申請若しくは届出又は前条の規定による農地に関する情報の収集により得られた情報に基づいて行うものとし、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。

4 前三項に規定するもののほか、農地台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（農地台帳及び農地に関する地図の公表）

第五十二条の三 農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進を図るため、第五十二条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害する

ものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進に資するよう、農地台帳のほか、農地に関する地図を作成し、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の地図について準用する。

（不服申立て）

第五十三条 第九条第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収令書の交付についての異議申立て又は第三十九条第一項（第四十三条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の裁定についての審査請求においては、その対価、借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。ただし、第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る農地の所有者等を確知することができないことにより第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

2 4 （略）

（対価等の額の増減の訴え）

第五十五条 （略）

2 前項第一号に掲げる対価の額についての同項の訴えにおいては国を、同項第二号に掲げる借賃の額についての同項の訴えにおいては農地中間管理機構又は第三十七条の規定による申請に係る農地の所有者等を、同項第三号に掲げる補償金の額についての同項の訴えにおいては農地中間

（不服申立て）

第五十三条 第九条第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収令書の交付についての異議申立て又は第三十九条第一項若しくは第四十三条第一項の裁定についての審査請求においては、その対価、借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。ただし、同項の裁定を受けた者がその裁定に係る遊休農地の所有者等を確知することができないことにより第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

2 4 （略）

（対価等の額の増減の訴え）

第五十五条 （略）

2 前項第一号に掲げる対価の額についての同項の訴えにおいては国を、同項第二号に掲げる借賃の額についての同項の訴えにおいては第三十七条の規定による申請をした者又はその申請に係る遊休農地の所有者等を、同項第三号に規定する補償金の額についての同項の訴えにおいては第

管理機構又は第四十三条第一項の規定による申請に係る農地の所有者等を、それぞれ被告とする。

3・4 (略)

(指示及び代行)

第五十八条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この法律に規定する農業委員会の事務(第六十三条第一項第四号、第八号及び第九号並びに第二項各号に掲げるものを除く。)の処理に関し、農業委員会に対し、必要な指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この法律に規定する都道府県知事の事務(第六十三条第一項第二号、第三号、第六号から第八号までに掲げるものを除く。次項において同じ。)の処理に関し、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができる。

3・4 (略)

(事務の区分)

第六十三条 この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一(三) (略)

四 第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、同条第二項から第五項まで(これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項及び第三項

四十三条第一項の規定による申請をした者又はその申請に係る遊休農地の所有者等を、それぞれ被告とする。

3・4 (略)

(指示及び代行)

第五十八条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この法律に規定する農業委員会の事務(第六十三条第一項第四号及び第八号並びに第二項各号に掲げるものを除く。)の処理に関し、農業委員会に対し、必要な指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この法律に規定する都道府県知事の事務(第六十三条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に掲げるものを除く。次項において同じ。)の処理に関し、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができる。

3・4 (略)

(事務の区分)

第六十三条 この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一(三) (略)

四 第三十条第一項から第三項まで、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十五条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

、第三十六条並びに第四十三条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務 五〇七 八 第五十一条の二の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務 九 第五十二条から第五十二条の三までの規定により市町村が処理することとされている事務 2 (略) 第六十八条 第六条第一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の過料に処する。 第六十九条 第三条の三の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。	五〇七 八 第五十二条の規定により市町村が処理することとされている事務 2 (略) 第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。 一 第六条第一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 第三十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 第三十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 第六十九条 第三条の三第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。
第六十九条 第三条の三の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。	五〇七 八 第五十二条の規定により市町村が処理することとされている事務 2 (略) 第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。 一 第六条第一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 第三十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 第三十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 第六十九条 第三条の三第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

改 正 案	現 行
(定義) 第二条 (略) 2 (略) 3 この法律において「投資事業有限責任組合」とは、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。 (事業計画の承認) 第三条 農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社（農業法人投資育成事業を営む株式会社を設立しようとする者を含む。）又は農業法人投資育成事業を営もうとする投資事業有限責任組合は、農林水産省令で定めるところにより、当該農業法人投資育成事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。 2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 農業法人投資育成事業を営む株式会社又は投資事業有限責任組合に関する事項 二 五 (略) 3 農林水産大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。 一 農業法人投資育成事業を営む株式会社又は投資事業有限責任組合が	(定義) 第二条 (略) 2 (略) (事業計画の承認) 第三条 農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社（農業法人投資育成事業を営む株式会社を設立しようとする者を含む。）は、当該農業法人投資育成事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。 2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 四 (略) 3 農林水産大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

農業法人投資育成事業を適正かつ確実に営むことができる」と認められる者であること。

二〇四 (略)

(報告の徴収)

第五条 農林水産大臣は、第三条第一項の承認を受けた株式会社(同項の承認を受けた者の設立に係る同項の株式会社を含む。以下「承認会社」という。)又は同項の承認を受けた投資事業有限責任組合(以下「承認組合」という。)の無限責任組合員に対し、農業法人投資育成事業の実施状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第六条 農林水産大臣は、承認会社又は承認組合が第三条第一項の承認に係る事業計画(第四条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認事業計画」という。)に従って農業法人投資育成事業を営んでいないと認めるときは、当該承認会社又は当該承認組合の無限責任組合員に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(事業計画の承認の取消し)

第七条 農林水産大臣は、承認会社又は承認組合の無限責任組合員が前条の規定による命令に違反したときは、第三条第一項の承認を取り消すことができる。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第八条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平

一〇三 (略)

(報告の徴収)

第五条 農林水産大臣は、第三条第一項の承認を受けた株式会社(同項の承認を受けた者の設立に係る同項の株式会社を含む。以下「承認会社」という。)に対し、農業法人投資育成事業の実施状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第六条 農林水産大臣は、承認会社が第三条第一項の承認に係る事業計画(第四条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認事業計画」という。)に従って農業法人投資育成事業を営んでいないと認めるときは、当該承認会社に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(事業計画の承認の取消し)

第七条 農林水産大臣は、承認会社が前条の規定による命令に違反したときは、第三条第一項の承認を取り消すことができる。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第八条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平

成十九年法律第五十七号) 第十一条に規定する業務のほか、農業法人に対する民間の投資を補完するため、承認会社又は承認組合が承認事業計画に従つて農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができる。

2・3 (略)

(農地法の特例)

第十条 承認会社であつて、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものが、承認事業計画に従つて農業法人投資育成事業を営む場合における当該承認会社についての農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号) 第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者又はその法人に承認事業計画(農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号) 第六条に規定する承認事業計画をいう。)に従つて農業法人投資育成事業(同法第二条第二項に規定する農業法人投資育成事業をいう。)」に係る投資を行つた承認会社(同法第五条に規定する承認会社をいう。)」とする。

2| 承認会社(前項に規定するものを除く。)又は承認組合が承認事業計画に従つて農業法人投資育成事業を営む場合におけるこれらの者についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者又はその法人に承認事業計画(農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号) 第六条に規定する承認事業計画をいう。)」に従つて農業法人投資育成事業(同法第二条第二項に規定する農業法人投資育成事業をいう。)」に係る投資を行つた承認会社(同法第五条に規定する承認会社をいう。)」とする。

成十九年法律第五十七号) 第十一条に規定する業務のほか、農業法人に対する民間の投資を補完するため、承認会社が承認事業計画に従つて農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができる。

2・3 (略)

(農地法の特例)

第十条 承認会社であつて、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものが、承認事業計画に従つて農業法人投資育成事業を営む場合における当該承認会社についての農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号) 第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及びその法人に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第六条に規定する承認事業計画に従つて同法第二条第二項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行つた同法第五条に規定する承認会社」とする。

う。以下この号において同じ。）若しくは承認組合（同条に規定する承認組合をいう。以下この号において同じ。）と、「株式会社にあつては」とあるのは「株式会社にあつては、チに掲げる者並びに承認会社及び承認組合の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一未満であり、かつ」と、「として政令で定める者があるときは、チに掲げる者」とあるのは「として政令で定める者があるときは、チに掲げる者並びに承認会社及び承認組合」と、「持分会社にあつては」とあるのは「持分会社にあつては、チに掲げる者及び承認会社の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ」と、「当該政令で定める者があるときは、チに掲げる者」とあるのは「当該政令で定める者があるときは、チに掲げる者及び承認会社」とする。

（罰則）

第十一条 第五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

（罰則）

第十一条 第五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした承認会社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 承認会社の代表者又は承認会社の代理人、使用人その他の従業者が、その承認会社の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その承認会社に対して同項の刑を科する。

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。		別表第一 第一号法定受託事務 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	
法律	法律	法律	法律
(略)	(略)	(略)	(略)
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）	この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第六十三条第二項各号に掲げるもの以外のもの 一 三 (略)	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）	この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第六十三条第二項各号に掲げるもの以外のもの 一 三 (略)
四 第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、同条第二項から第五項まで（これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条並びに第四十三条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	五 七 (略)	四 第三十条第一項から第三項まで、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十五条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	五 七 (略)
八 第五十一条の二の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務	九 第五十二条から第五十二条の三までの規定により市町村が処理することとされている事務	八 第五十二条の規定により市町村が処理することとされている事務	

(略)	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	(略)	第五条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第六条第五項、第八条第一項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第十条並びに第十一条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）第十条及び第二十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	(略)	第五条第一項及び第四項から第六項まで、第六条第五項、第七条第一項及び第四項（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務

改 正 案	現 行
第十一条の三十一 出資組合は、次に掲げる場合には、第十条に規定する事業のほか、農業の経営及びこれに附帯する事業を併せ行うことができる。 一 （略） 二 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十条の十四</u>に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。）として同法第四条第三項第一号ハに掲げる事業を実施する場合 三 （略） ②⑨ （略） 第七十二条の十 農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者（農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第一号に掲げる者）で定款で定めるものとする。 一・二 （略） 三 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法<u>第七条第三号</u>に掲げる事業に係る現物出資を行つた農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）<u>第二条第四項</u>に規定する農地中間管理機構をいう。） 四 （略） ②・③ （略）	第十一条の三十一 出資組合は、次に掲げる場合には、第十条に規定する事業のほか、農業の経営及びこれに附帯する事業を併せ行うことができる。 一 （略） 二 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十条の十二</u>に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。）として同法第四条第三項第一号ハに掲げる事業を実施する場合 三 （略） ②⑨ （略） 第七十二条の十 農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者（農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第一号に掲げる者）で定款で定めるものとする。 一・二 （略） 三 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法<u>第四条第二項第三号</u>に掲げる事業に係る<u>出資</u>を行つた農地保有合理化法人（同法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。） 四 （略） ②・③ （略）

改 正 案	現 行
（土地改良事業に参加する資格） 第三条（略） 2・3（略） 4 第一項又は第二項の規定の適用については、<u>農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第三項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）若しくは農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）</u>がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地利用集積円滑化事業（<u>農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。</u>）若しくは農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。）の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令の定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。	（土地改良事業に参加する資格） 第三条（略） 2・3（略） 4 第一項又は第二項の規定の適用については、<u>農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）</u>、<u>農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）</u>若しくは農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地保有合理化事業（<u>農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業をいう。</u>）、<u>農地利用集積円滑化事業（同条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。</u>）若しくは農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。）の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令の定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

第五十三条の三の二 (略)

2 前項前段の場合には、第五十三条の二の二第二項及び前条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「土地改良区、市町村」とあるのは「第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地にあつては当該換地計画に係る地域の全部若しくは一部及びその周辺の地域をその事業実施地域を含む農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構又は当該換地計画に係る地域の周辺の地域において効率的かつ安定的な農業経営を営み若しくは営むと見込まれる者で農林水産省令で定めるもののうち、土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者を、同項第二号に掲げる土地にあつては土地改良区、市町村」と、「その者」とあるのは「それぞれ、その者」と読み替えるものとする。

第八十五条の四 地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地利用集積円滑化団体（以下「地方公共団体等」という。）は、政令の定めるところにより、当該地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している土地で当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るもの（農用地であつて、その農用地につき同条第四項の規定により農地利用集積円滑化団体が耕作又は養畜の業務を営む者とみなされるものを含む。以下「地方公共団体等有資格地」という。）についての第二条第二項第三号に掲げる事業（以下「農用地造成事業」という。）を国又は都道府県が行うべきことを、（当該地方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有する地方公共団体等が二以上ある場合にあつては、当該関係地方公共団体等が共同して、）国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に

第五十三条の三の二 (略)

2 前項前段の場合には、第五十三条の二の二第二項及び前条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「土地改良区、市町村」とあるのは「第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地にあつては当該換地計画に係る地域の全部若しくは一部及びその周辺の地域をその事業実施地域を含む農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体又は当該換地計画に係る地域の周辺の地域において効率的かつ安定的な農業経営を営み若しくは営むと見込まれる者で農林水産省令で定めるもののうち、土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者を、同項第二号に掲げる土地にあつては土地改良区、市町村」と、「その者」とあるのは「それぞれ、その者」と読み替えるものとする。

第八十五条の四 地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下「地方公共団体等」という。）は、政令の定めるところにより、当該地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している土地で当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るもの（農用地であつて、その農用地につき同条第四項の規定により農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が耕作又は養畜の業務を営む者とみなされるものを含む。以下「地方公共団体等有資格地」という。）についての第二条第二項第三号に掲げる事業（以下「農用地造成事業」という。）を国又は都道府県が行うべきことを、（当該地方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有する地方公共団体等が二以上ある場合にあつては、当該関係地方公共団体等が共同して、）国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道

、それぞれ申請することができる。

2ゝ4 (略)

第九十四条の八 農林水産大臣は、第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業により造成されるべき埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地」という。）について、政令の定めるところにより、その事業の完了前、地区ごとに土地配分計画をたて、これに基づき、埋立予定地の所在、予定配分口数及び予定配分面積を公告しなければならない。ただし、次条第三項の規定により農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に配分される埋立予定地については、この限りでない。

2ゝ8 (略)

第九十四条の八の二 農林水産大臣は、埋立予定地の全部又は一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構がある場合には、農林水産省令の定めるところにより、その埋立予定地に係る前条第一項の規定による公告前に、当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に対し、その埋立予定地の所在、予定配分面積及び当該公告の予定日を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知に係る埋立予定地につき第六項において準用する前条第五項の規定により所有権を取得しようとする農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構は、農林水産省令の定めるところにより、当該埋立予定地及びこれにつき造成される埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地等」という。）の使用及び処分に関する計画を定め、その通知に係る前条第一項の規定による公告の予定日前に、その計画を記載した書面を添付して、配分申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2ゝ4 (略)

第九十四条の八 農林水産大臣は、第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業により造成されるべき埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地」という。）について、政令の定めるところにより、その事業の完了前、地区ごとに土地配分計画をたて、これに基づき、埋立予定地の所在、予定配分口数及び予定配分面積を公告しなければならない。ただし、次条第三項の規定により農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に配分される埋立予定地については、この限りでない。

2ゝ8 (略)

第九十四条の八の二 農林水産大臣は、埋立予定地の全部又は一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がある場合には、農林水産省令の定めるところにより、その埋立予定地に係る前条第一項の規定による公告前に、当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に対し、その埋立予定地の所在、予定配分面積及び当該公告の予定日を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知に係る埋立予定地につき第六項において準用する前条第五項の規定により所有権を取得しようとする農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体は、農林水産省令の定めるところにより、当該埋立予定地及びこれにつき造成される埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地等」という。）の使用及び処分に関する計画を定め、その通知に係る前条第一項の規定による公告の予定日前に、その計画を記載した書面を添付して、配分申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

。 3 農林水産大臣は、前項の規定により農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構から配分申込書の提出があつた場合において、その配分申込書に添付された同項の書面を審査して、その提出をした農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に埋立予定地を配分することがその埋立予定地の周辺の地域における農業経営の規模の拡大、農用地の集団化その他農用地の保有の合理化を促進するために適当であると認めるときは、当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に前条第三項各号に掲げる事項を記載した配分通知書を交付する。

4 前項の規定により配分通知書の交付を受けた農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添付した第二項の書面の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

5 第三項の規定により配分通知書の交付を受けた農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添付した第二項の書面の記載事項（前項の承認を受けてこれを変更した場合）には、その変更後の記載事項）に従い、埋立予定地等を使用し、又は処分しなければならない。

6 （略）

（土地改良事業の開始）

第九十五条 農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体（政令で定めるものを除く。以下この節において同じ。）若しくは農地中間管理機構又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を

い。

3 農林水産大臣は、前項の規定により農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体から配分申込書の提出があつた場合において、その配分申込書に添付された同項の書面を審査して、その提出をした農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に埋立予定地を配分することがその埋立予定地の周辺の地域における農業経営の規模の拡大、農用地の集団化その他農用地の保有の合理化を促進するために適当であると認めるときは、当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に前条第三項各号に掲げる事項を記載した配分通知書を交付する。

4 前項の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添付した第二項の書面の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

5 第三項の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添付した第二項の書面の記載事項（前項の承認を受けてこれを変更した場合）には、その変更後の記載事項）に従い、埋立予定地等を使用し、又は処分しなければならない。

6 （略）

（土地改良事業の開始）

第九十五条 農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体（政令で定めるものを除く。以下この節において同じ。）若しくは農地中間管理機構又は第三条に規定する資格を有す

行う場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行うとする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、（農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては総会の議決（総会を置かない農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては、農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定とする。以下この節において同じ。）を経て、）規約（同条に規定する資格を有する者が一人で土地改良事業を行う場合にあつては、規準とする。以下この節、第三百三十二条第一項及び第三百三十四条第一項において同じ。）及び土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合）には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

3・4 （略）

5 規約又は土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の社員及び第二項の同意をした者を除く。）に對抗することができない。

る者が土地改良事業を行う場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行うとする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、（農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては総会の議決（総会を置かない農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては、農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定とする。以下この節において同じ。）を経て、）規約（同条に規定する資格を有する者が一人で土地改良事業を行う場合にあつては、規準とする。以下この節、第三百三十二条第一項及び第三百三十四条第一項において同じ。）及び土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合）には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

3・4 （略）

5 規約又は土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の社員及び第二項の同意をした者を除く。）に對抗することができない。

(土地改良事業の変更等)

第九十五条の二 前条第一項の規定により土地改良事業を行う者は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、(農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては総会の議決を経て、) 必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の者は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合において、同項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成) 及び規約を変更する必要があるときは変更後の規約その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由) 並びに規約を変更する必要があるときは変更後の規約を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域) 内(これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該

(土地改良事業の変更等)

第九十五条の二 前条第一項の規定により土地改良事業を行う者は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、(農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては総会の議決を経て、) 必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の者は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合において、同項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成) 及び規約を変更する必要があるときは変更後の規約その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由) 並びに規約を変更する必要があるときは変更後の規約を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域) 内(これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該

当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得、かつ、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては、総会の議決を経なければならない。

3 第一項の場合には、第七条第五項及び第六項、第八条、第九条、第十条第一項及び第五項並びに第四十八条第四項、第六項及び第十項から第十二項までの規定（前項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項の規定）を準用する。この場合において、第八条第一項、第四項第二号及び第六項中「定款」とあるのは「規約」と、第四十八条第四項中「第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意」とあり、「組合員の三分の二以上の同意」とあるのは「第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意」と、「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十五条の二第二項の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十五条の二第二項」と、同条第十二項中「組合員を除く。」とあるのは「当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の社員及び第九十五条の二第二項の同意、同条第三項において準用する第四十八条第四項の同意又は第九十五条の二第三項において準用する第四十八条第六項の申出をした者を除く。」と読み替えるものとする。

当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得、かつ、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては、総会の議決を経なければならない。

3 第一項の場合には、第七条第五項及び第六項、第八条、第九条、第十条第一項及び第五項並びに第四十八条第四項、第六項及び第十項から第十二項までの規定（前項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項の規定）を準用する。この場合において、第八条第一項、第四項第二号及び第六項中「定款」とあるのは「規約」と、第四十八条第四項中「第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意」とあり、「組合員の三分の二以上の同意」とあるのは「第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意」と、「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十五条の二第二項の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十五条の二第二項」と、同条第十二項中「組合員を除く。」とあるのは「当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の社員及び第九十五条の二第二項の同意、同条第三項において準用する第四十八条第四項の同意又は第九十五条の二第三項において準用する第四十八条第六項の申出をした者を除く。」と読み替えるものとする。

(農業協同組合等の交換分合計画の決定手続)

第百条 農業協同組合、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構（政令で定めるものを除く。以下この章において同じ。）は、交換分合を行おうとする場合には、総会の議決（総会を置かない農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては、農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定）を経て交換分合計画を定め、その交換分合計画により交換分合すべき農用地について第九十七条第一項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 (略)

(清算金)

第百八条 第九十八条第十項又は第九十九条第十二項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。

2・3 (略)

(測量、検査又は簿書の閲覧等の手続)

第百十八条 次に掲げる者は、土地改良事業に関し土地等の調査をするため必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することができる。

一 三 (略)

四 第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定す

(農業協同組合等の交換分合計画の決定手続)

第百条 農業協同組合、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（政令で定めるものを除く。以下この章において同じ。）は、交換分合を行おうとする場合には、総会の議決（総会を置かない農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては、農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定）を経て交換分合計画を定め、その交換分合計画により交換分合すべき農用地について第九十七条第一項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 (略)

(清算金)

第百八条 第九十八条第十項又は第九十九条第十二項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。

2・3 (略)

(測量、検査又は簿書の閲覧等の手続)

第百十八条 次に掲げる者は、土地改良事業に関し土地等の調査をするため必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することができる。

一 三 (略)

四 第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定す

る資格を有する者又は同項若しくは第百条第一項の規定により土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構の役職員

五 (略)

2 4 (略)

5 第一項の場合には、同項第一号の国、都道府県若しくは市町村、同項第二号の土地改良区若しくは連合会、同項第三号の農業委員会、同項第四号の土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構又は同項第五号の者は、同項に掲げる行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 (略)

第百四十四条 第九十四条の八の二第四項又は第五項の規定に違反した農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

る資格を有する者又は同項若しくは第百条第一項の規定により土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構の役職員

五 (略)

2 4 (略)

5 第一項の場合には、同項第一号の国、都道府県若しくは市町村、同項第二号の土地改良区若しくは連合会、同項第三号の農業委員会、同項第四号の土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構又は同項第五号の者は、同項に掲げる行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 (略)

第百四十四条 第九十四条の八の二第四項又は第五項の規定に違反した農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の役員は、二十万円以下の過料に処する。

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。 一・二 （略） 三 青年等就農資金（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項第一号に規定する青年等就農資金（同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。） 四 農業近代化資金、農業改良資金及び青年等就農資金以外の資金であつて、農業者等の事業又は生活に必要なものうち、農業経営の改善又は農家経済の安定に資するものとして主務大臣が指定するもの （業務の範囲） 第八条 基金協会は、次の業務を行う。 一 会員たる農業者等（その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）が次に掲げる資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証 イ・ロ （略） ハ 青年等就農資金 ニ （略）	（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。 一・二 （略） 三 就農支援資金（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第二条第二項に規定する就農支援資金をいう。以下同じ。） 四 農業近代化資金、農業改良資金及び就農支援資金以外の資金であつて、農業者等の事業又は生活に必要なものうち、農業経営の改善又は農家経済の安定に資するものとして主務大臣が指定するもの （業務の範囲） 第八条 基金協会は、次の業務を行う。 一 会員たる農業者等（その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）が次に掲げる資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証 イ・ロ （略） ハ 就農支援資金 ニ （略）

二 (略) 三 農業経営基盤強化促進法第十二条第一項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）第二条の五の認定を受けた者又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十一年法律第十五号）第三条第一項の認定を受けた者（次項において「認定農業者」と総称する。）であつてその区域内に住所を有するものに対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給	四 (略) 2 (略) (経理の区分) 第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して経理しなければならない。 一 (略) 二 農業改良資金及び青年等就農資金に係る債務の保証の業務（削る。） 三・四 (略)
二 (略) 三 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）第二条の五の認定を受けた者又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定を受けた者（次項において「認定農業者」と総称する。）であつてその区域内に住所を有するものに対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給	四 (略) 2 (略) (経理の区分) 第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して経理しなければならない。 一 (略) 二 農業改良資金に係る債務の保証の業務 三 就農支援資金に係る債務の保証の業務 四・五 (略)

改 正 案	現 行
(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「特定農地貸付け」とは、農地についての賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「農地の貸付け」という。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。 一 四 (略) 五 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う農地の貸付けにあつては、次のいずれかに該当する農地に係るものであること。 イ (略) ロ その者が地方公共団体、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。）</u>をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）<u>第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。</u>）から第一号から第三号までに掲げる要件に該当する農地の貸付けの用に供すべきものとしてされる使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下「対象農地貸付け」という。）を受けている農地（その者が貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村及び当該対象農地貸付けを行う地方公共団体、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構と締結しているものに限る。）	(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「特定農地貸付け」とは、農地についての賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「農地の貸付け」という。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。 一 四 (略) 五 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う農地の貸付けにあつては、次のいずれかに該当する農地に係るものであること。 イ (略) ロ その者が地方公共団体、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。</u>）又は農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）から第一号から第三号までに掲げる要件に該当する農地の貸付けの用に供すべきものとしてされる使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下「対象農地貸付け」という。）を受けている農地（その者が貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村及び当該対象農地貸付けを行う地方公共団体、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体と締結しているものに限る。）

(農地法の特例)

第四条 地方公共団体（都道府県を除く。）は、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が対象農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、前条第三項の承認を受けた者が当該承認に係る農地について特定農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合に限る。）並びに同項の承認に係る特定農地貸付けによつて当該承認に係る農地について使用及び収益を目的とする権利が設定される場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前条第三項の承認に係る特定農地貸付けの用に供されている農地、当該承認を受けた者が特定農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に特定農地貸付けの用に供されていないもの並びに地方公共団体、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が対象農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に当該対象農地貸付けの用に供されていないもの（以下「特定承認農地」という。）の賃貸借については、農地法第十六条、第十七条本文、第十八条第一項本文、第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は、適用しない。

3・4 (略)

(土地改良法の特例)

第六条 特定承認農地についての土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三条第一項又は第二項の規定の適用については、第三条第三項の承認を受けた者（第二条第二項第五号ロに該当する農地にあつては、

(農地法の特例)

第四条 地方公共団体（都道府県を除く。）は、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が対象農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、前条第三項の承認を受けた者が当該承認に係る農地について特定農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合に限る。）並びに同項の承認に係る特定農地貸付けによつて当該承認に係る農地について使用及び収益を目的とする権利が設定される場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前条第三項の承認に係る特定農地貸付けの用に供されている農地、当該承認を受けた者が特定農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に特定農地貸付けの用に供されていないもの並びに地方公共団体、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が対象農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に当該対象農地貸付けの用に供されていないもの（以下「特定承認農地」という。）の賃貸借については、農地法第十六条、第十七条本文、第十八条第一項本文、第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は、適用しない。

3・4 (略)

(土地改良法の特例)

第六条 特定承認農地についての土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三条第一項又は第二項の規定の適用については、第三条第三項の承認を受けた者（第二条第二項第五号ロに該当する農地にあつては、

当該農地について対象農地貸付けを行った地方公共団体、農地利用集積
団滑化団体又は農地中間管理機構）を当該特定承認農地につき権原に基
づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

当該農地について対象農地貸付けを行った地方公共団体又は農地保有合
理化法人）を当該特定承認農地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務
を営む者とみなす。

改 正 案	現 行
（保険料の額の特例） 第四十五条 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間（当該各号に掲げる者に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間に限る。）について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。 一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者 イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第一項に規定する認定農業者であつて農業を営むものであること。 ロ（略） 二 農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者であつて農業を営むもののうち、前号ロに掲げる要件に該当する者（同法第十四条の四第一項の規定による青年等就農計画の認定を受けた日から起算して五年を経過した者を除く。） 三・四（略） 2ゝ7（略）	（保険料の額の特例） 第四十五条 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間（当該各号に掲げる者に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間に限る。）について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。 一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者 イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条の二第一項に規定する認定農業者であつて農業を営むものであること。 ロ（略） 二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第四条第四項に規定する認定就農者であつて農業を営むもののうち、前号ロに掲げる要件に該当する者（同法第四条第一項の規定による就農計画の認定を受けた日から起算して五年を経過した者又は同号に掲げる者に該当する者を除く。） 三・四（略） 2ゝ7（略）

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）（附則第十九条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。 一 次のいずれかに該当するものであること。 イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第一項に規定する認定農業者であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの ロ (略) 二・三 (略)	(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。 一 次のいずれかに該当するものであること。 イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条の二第一項に規定する認定農業者であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの ロ (略) 二・三 (略)

○ 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）（附則第二十條關係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置） 第四條 附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業信用保証保険法第十一條の規定の適用については、同条中「次に掲げる業務」とあるのは「次に掲げる業務及び旧農業改良資金（農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金をいう。第二号において同じ。）に係る債務の保証の業務」と、同条第二号中「農業改良資金」とあるのは「農業改良資金（旧農業改良資金を除く。）」とする。	附 則 （農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置） 第四條 附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金に係る債務の保証の業務に関する経理についての第三條の規定による改正後の農業信用保証保険法第十一條の規定の適用については、同条第二号中「農業改良資金」とあるのは「農業改良資金（次号に規定するものを除く。）」と、同条第三号中「就農支援資金」とあるのは「就農支援資金及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金」とする。

改 正 案	現 行
第百十八条 削除	（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の特例） ¹ 第百十八条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第二条第二項に規定する就農支援資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法第七条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。 2 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二十条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後前項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「五年」とあるのは、「八年」とする。 3 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二十条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後第一項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

改 正 案	現 行
（關係者相互の連携及び協力） 第四十一条 地方公共団体、<u>機構並びに</u>農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社及び承認組合その他の関係者は、対象事業活動の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。	（關係者相互の連携及び協力） 第四十一条 地方公共団体、<u>機構及び</u>農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社その他の関係者は、対象事業活動の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

○ 独立行政法人農業者年金基金法附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）（附則第二十三條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（経営移譲） 第四十二條 前條第一項第一号又は第二号の経営移譲とは、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者が当該耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合において、その廃止又は縮小が第一号に掲げる要件に該当し、かつ、第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することをいうものとする。 一 （略） 二 経営移譲者が、基準日において所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等（その者が基準日後一年間に所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けたときは、その取得又は返還に係る農地等を含む。以下「処分対象農地等」という。）の全てについて、次のイ又はロに掲げる者のいずれかに対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであること。 イ 農業者年金の被保険者である六十歳未満の者（経営移譲者の配偶者及び経営移譲者が第二十三條第一項第四号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつたものを除く	（経営移譲） 第四十二條 前條第一項第一号又は第二号の経営移譲とは、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者が当該耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合において、その廃止又は縮小が第一号に掲げる要件に該当し、かつ、第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することをいうものとする。 一 （略） 二 経営移譲者が、基準日において所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等（その者が基準日後一年間に所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けたときは、その取得又は返還に係る農地等を含む。以下「処分対象農地等」という。）の全てについて、次のイ又はロに掲げる者のいずれかに対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであること。 イ 農業者年金の被保険者である六十歳未満の者（経営移譲者の配偶者及び経営移譲者が第二十三條第一項第四号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつたものを除く

。ロにおいて「譲受適格被保険者」という。）、新たに農地等につき耕作又は養畜の事業を行おうとする者で政令で定める要件に該当するもの（経営移譲者の配偶者並びに直系卑属及びその配偶者を除く。）、基金、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十一条の十四</u>に規定する農地利用集積円滑化団体、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）<u>第二</u>条第四項に規定する農地中間管理機構その他政令で定める者 ロ（略） 三・四（略） 2 5（略）	。ロにおいて「譲受適格被保険者」という。）、新たに農地等につき耕作又は養畜の事業を行おうとする者で政令で定める要件に該当するもの（経営移譲者の配偶者並びに直系卑属及びその配偶者を除く。）、基金、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第八条第一項</u>に規定する農地保有合理化法人、<u>同法第十一条の十二</u>に規定する農地利用集積円滑化団体、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）<u>第二</u>条第四項に規定する農地中間管理機構その他政令で定める者 ロ（略） 三・四（略） 2 5（略）
---	---